

志賀原子力発電所 1号機 第1回定期安全管理審査の評定結果について

平成17年3月7日
北陸電力株式会社

本日（3月7日）、経済産業省原子力安全・保安院から当社に対し、志賀原子力発電所1号機の第1回定期安全管理審査の評定結果が以下のとおり通知されましたのでお知らせします。

これは、第9回定期検査（平成16年9月11日～平成17年1月6日）における当社の定期事業者検査の実施体制について、独立行政法人原子力安全基盤機構が審査した結果に基づき、原子力安全・保安院により評定されたものです。

評定結果

- B 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

一部改善が必要と判断された事項については、すでに改善しております。当社としましては、今後とも品質マネジメントシステムの継続的な改善に努め、発電所の安全を確保してまいります。

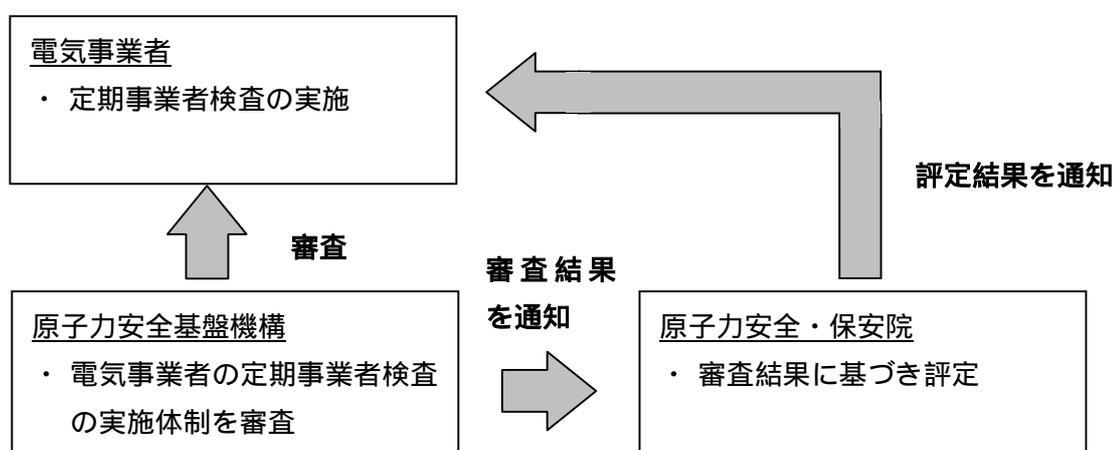
以 上

別紙1：定期安全管理審査制度の概要

別紙2：改善が必要と判断された事項と是正した内容

定期安全管理審査制度の概要

- 定期安全管理審査とは、電気事業法第 55 条に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が、事業者が実施する定期事業者検査の実施体制について審査を行う制度である。
- 志賀原子力発電所 1 号機は平成 16 年 8 月 24 日から平成 17 年 2 月 4 日にかけて当該審査を受け、その審査結果は平成 17 年 2 月 4 日に原子力安全基盤機構から経済産業大臣に通知され、公表されている。
- 経済産業省原子力安全・保安院は、原子力安全基盤機構から通知を受けた審査結果に基づき、次の三段階(A , B , C)で評価を行い、事業者へ通知する。
 - A : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
 - B : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
 - C : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。
- 本制度では、評価の段階に応じ、次回の定期安全管理審査の実施項目を増減させるなどのインセンティブ規制が設けられており、定期事業者検査の信頼性・透明性を確保するとともに、事業者の安全確保の取組みを促す仕組みとなっている。



定期安全管理審査制度の流れ

改善が必要と判断された事項と是正した内容

(1) 「審査期間中に是正処置が確認された事項」(3件)

審査期間中に是正処置を行い、改善を実施。

No.	指摘事項	指摘内容	是正内容
1	業務の管理 【検査の方法】	蒸気タービン性能検査(H16.10.23 実施分)の検査実施責任者として、事業者の定めた管理監督者でない者が機械係課長の代行者として選任されていた。 事業者では機械係課長の代行者は管理監督者の中から選任することが規定されていた。	検査実施責任者の要件を定める発電所の規定を改訂し、検査実施体制表などの関連する文書に代行者としての要件を明記するとともに、発電所内に周知を行った。 なお、当該検査は機械係課長が承認した定期事業者検査要領書に基づき実施され、判定基準を満足していることを確認している。
2	調達プロセスにおける供給者(受注者)の再評価の基準 【協力事業者の管理】	調達管理に関する発電所の規定において、供給者(受注者)の選定及び評価基準については規定されていたが、有効期間(5年)経過後に調達する場合の再評価の基準が定められていなかった。	有効期間(5年)経過後の再評価の基準についても、初回評価時の基準を適用する運用としていたが、文書上は明確に読み取れなかったため、発電所の規定を改訂し、再評価の基準を明記した。
3	調達実施部門の文書管理、記録管理に関する文書化された手順 【検査記録の管理】	調達実施部門において、調達業務に関する文書管理、記録管理について文書化された手順が確認できなかった。	調達実施部門では、全社共通の社内規則に準じて管理を実施していたが、調達業務において管理すべき文書、記録を明確にした文書管理、記録管理の手順を新たに規定化した。

(2) 「審査期間中に是正処置が確認できなかった事項」(1件)

次回の定期安全管理審査において是正処置の確認がなされる内容であり、当社としては審査期間中に改善策を決定。

No.	指摘事項	指摘内容	是正内容
1	減肉配管に対する非破壊検査の判定基準 【検査の方法】	「配管肉厚検査」の定期事業者検査要領書において、配管部の技術基準への適合の判定として、一定の期間に想定される減肉の評価(余寿命評価)について記載されていないことを確認した。	発電所では自主的な点検として配管の余寿命が十分であることを評価していたが、定期事業者検査における判定基準として配管の余寿命を含めることを決定し、余寿命の判定基準及び余寿命の算定方法の策定を終え、次回の当該定期事業者検査要領書に記載することとした。